

第36回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月5日（金）午後1時30分から午後3時41分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（14人）

1番	清水 静 枝	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	18番	川 野 健 一
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志

4 欠席委員（11人）

2番	中 村 滋	3番	箱 田 裕 史
10番	信 澤 健 治	11番	中 沢 幸 子
13番	天 田 晃	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
25番	金 井 政 明		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井 上 忠 夫
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	飯 島 卓 也
主任主事	津久井 亮 太
主事補	茂 木 開 斗

6 職務のため出席した箕郷支所産業課職員

主査	菅 原 真 史
----	---------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第8 報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（井上忠夫） それでは、ただいまより第36回農業委員会総会を開会させていただきます。
まず初めに、会長よりご挨拶をいただきます。

今井会長、お願いいたします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

では、お願いいたします。

○会長 それでは、まず初めに、これから36回の委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、人数がいるので、何名も申し上げなくてはならない。議席番号2番、中村滋委員、3番、箱田裕史委員、10番、信澤健治委員、11番、中沢幸子委員、13番、天田晃委員、15番、塚越勤委員、16番、永井保伸委員、17番、石川大輔委員、19番、福田敬一委員、もう一人、20番、西山康雄委員、並びに25番、金井政明委員の欠席との連絡がございました。本日の出席委員は、全25名中、何とかぎりぎり14名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命について、私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号1番、清水静枝委員、それに、24番、設楽明志委員の両名を指名いたします。書記には事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、毎回申し上げているのですけれども、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうに入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初の許可内容につきましては、農地法第3条許可、契約内容は売買でございまして、令和6年5月7日許可、高農委指令第21号でございました。取消しの理由につきましては、耕作に適

さない土地であったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたらお願いします。

なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日許可、高農委指令1796号でございました。変更の理由につきましては、土壤に適した作物に変更するためとのことでございまして、カボチャからサンショウに変更したいとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

なお、今回は調査班は3班となっております。今日は、班長が欠席ということで、副班長の新井元委員から報告をお願いします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班副班長、新井元です。

農地法の規定による許可後の計画変更申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人担当者2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光発電設備の下部における営農計画において、今回、作物変更を行う理由と変更後の作物の選定理由を教えてください。

回答 当初予定していたカボチャは、農業設備の都合上、採算が合わず、作物変更を検討しました。土壤検査の結果を踏まえて農業指導を受け、半陰性作物であり、獣害の心配も少ないサンショウを選定しました。なお、品種については、単独でも実をつけるアサクラサンショウを定植します。

質問2 サンショウは、半日陰の環境や赤土でも生育可能ですか。また、目標とする収量と今後の栽培スケジュールなど、どのようになっていますか。

回答 サンショウは、1日三、四時間程度の日照があれば正常に生育します。スケジュールとしては、1年目に土作りをしっかりと行い、2年目の2月頃に定植し、本格的な収量が可能となるのは6年目頃と想定しています。成木での収量は、10アール当たり600キロを見込んでおり、今回はその8割に当たる480キロで申請しています。

質問3 土壌改良に向けて具体的にどのような対策を考えていますか。

回答 赤玉土と腐葉土が混合した土を用意し、植え穴の部分から重点的に土壌を改良していく予定です。

質問4 160本植える計画とのことですが、どのような間隔でどこに栽植しますか。

回答 パネル下だけでなく、農地全体に対して株間を約2メートル掛ける3メートルの間隔にして土壌全面に定植する予定です。

質問5 ほかの圃場でサンショウの栽培実績はありますか。また、収穫したサンショウの主な用途について教えてください。

回答 高崎市では初めてですが、現在、富岡市の圃場で栽培を行っており、2年目で1メートルから1.2メートル程度に生育しています。収穫したサンショウは、主に自社系列の店舗において実のまま販売することを想定しています。また、その後の展開としてつくだ煮への加工や香辛料として提供することも検討しています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま調査報告ですか、副班長のほうから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑を皆さんからお受けいたしますけれども、この間、北部の事前協議ですか、いろいろ意見が出まして適正な判断を、それを参考にして。南部の委員さんはちょっとその内容は分からないと思うのです。北部の委員さん、この間いろいろ意見出してもらったので、それを判断材料にして結果を出したいと思います。よろしくお願いします。

飯野委員。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、先ほど言いましたように、事前協議の中で、この収量が10アール当たり600キロという数字は非常に難しいのではないかという話を聞くと、聞きまして、質問しまして、それで事務局のほうでちょっと問合せという話だったですね。その答えをお願いします。

○事務局 改めて確認しましたところ、その参考になっている種苗会社のほうで出している資料の中で、10アール当たり600キロというのが適正な収量ということでありまして、逆にそれ以上、順調にスタートから取れるというようなデータも出ているようで、決して600キロが多い数字ではないというのは改めて確認できましたので、一応その8割に当たる480キロを目指して栽培していくという

ふうに変更して確認をしたところでございます。

○22番飯野委員 私も、スマホなんかでちょっとサンショウで引いてみたら、やっぱりかなり大きい数字が出ているので、自分なんか、今までうちでもちょっと作っていますけれども、自家用というのか、香辛料とか、そういうのに使っているのですけれども、そんなに取れるようなものではないので、その辺がどうしてもちょっと疑問なのですけれども。これ見たときに、この群馬ではあまり作っていないですよ。定植しているのはね。

○事務局 そうですね。

○22番飯野委員 千葉県だとかという話なのですけれども。果たして、それが。あと、パネル下でどうなのかということは疑問ですけれども。果たしてこのままで本当にいいのかなという感じはしますし、土壌改良するということで、私もこの間も話したように、今の土だと赤土というのか、あのまんまというのか、黒土を剥いだところの土なので本当に何作っていいのかなというのを私も思っていたところですが。これは、サンショウというのは、ある意味、いいなと思ったのですけれども、やっぱりこの数量が、収穫量が本当にやっぱり疑問というか、納得できないところあるのですけれども。事前協議の中でも西山委員さんも言いましたけれども、この8割とかということが前提のわけなので、収穫量を10アール当たりは600キロというのではなくて、もっとダウンした数字を出しておいてもらって、実情に合うような形のが、ある意味筋道が通っているのではないかと思います。どうなのでしょう。

○事務局 一応こちらの申請者のほうで確認して出してきた数字にはなるのですけれども、あとは実際に定植してみて成長具合ですとか、そういったところも含めて、今後、実際の収量等も変わってくる部分もあるのかなと思いますので、その辺りはまた改めて話はしておきたいと思います。この収量で、そのままとして許可を受けて、この収量取れなければいけないというわけではないので、そのとき見直してもらって、実際の実情に合ったその単収ということで報告を上げてもらう形にはしていきたいというふうには思います。

○会長 この間、あれだっけ、事前の協議のとき、富岡でやっているって言ったっけ。

○事務局 そうですよ。

○会長 営農型なので。それは、どのぐらいの……

○事務局 まだ2年目なので……

○会長 2年目だから、まだ、あれか。

○事務局 収量としては。

○会長 そうか、まだ、参考にならないな。

○事務局 実際、成木になるのにやっぱり6年以上かかるということで、木が成長しきった後での、その収量が600キロということになってくるので、その成長過程においてはやっぱりそこまで取れないというのは実際のところあると思うのですけれども。なので、2年目、3年目とか、3年目、

4年目とか、徐々に収量は増えていくことにはなるのだと思うのですが、その辺りは実際の実情を踏まえて報告書を上げていただいて、確認をしていきたいというふうに思います。

○22番飯野委員 これは許可年限というかが焦点になると思うのですが、そういう中で、これは当初の予定はカボチャだったときのあれは3年でしたっけ。そのまま引き継ぐわけになるのでしょうか。

○事務局 許可年数はもう出ているもので、そのまま変わらず、今回、作物の変更だけということになります。

○22番飯野委員 そうですね。

○事務局 令和12年3月22日までの許可になっています。

○事務局 許可自体は、令和12年まで出ている、今の時点でサンショウに変更して令和12年まで栽培してもらって、そこで、また改めてサンショウという作物で更新を迎えるというような流れになります。

○会長 これは、あれかな、この有識者の方は、ここ場所行ってみて調査してやっているのかな、これ。

○事務局 一応そのようには伺っております。

○会長 だから、以前も、その場所行って土壌だとか、それを有識者に見てくださって話はしておいたのですが、それ見ないと、現地見ないとこうにすればいいですよなんて、それだけではやっぱり駄目なので、そこまでしっかりしてやってもらわないと。

そうすれば、サンショウということで作物変更なのですが、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 いいですね。「はい」という言葉がありましたので、それでは、承認いたします。

では、ナンバー2ですか。

では、説明をお願いします。

○事務局

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、転用目的は露天駐車場でございますが、令和2年1月22日許可、高農委指令第1563号でございました。変更の理由につきましては、事業計画に変更があったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は工場でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の4条許可申請、議案書15ページ、議案第4号ナンバー3が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、何かご意見でもありましたらお願いします。
なさそうなので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5まで新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1からについて説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当よりご説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は露地野菜で楽間町にて農地、約7アールを購入し、営農を開始します。譲受人につきましては、令和8年4月23日に就農相談会を実施し、農業委員会からは大野俊彦農業委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1ページを御覧ください。まず、1の就農の動機です。実家が農業をしていたこともあり、いつかは自分も農業をしたいと考えていました。二世帯住宅を建てるために購入した宅地の所有者から隣接農地も売っていただけることになったため、この機会に農地を購入して農作業を始めようと思いました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、作物を販売する予定はなく、二世帯での消費がメインとなるので、作物の安全性にこだわった有機栽培を目指します。最初はうまくいかないこともあると思いますが、講習会などに参加して栽培技術を学んでいきたいとのことです。

3の職歴及び農業経験ですが、工場、実家の鉄工所、シャッター工事会社設立という経歴となっております。

続きまして、2ページの営農計画書です。作目は、露地ナス、ジャガイモ、トウモロコシです。夫婦で耕作し、収穫した作物の販売は行わず、二世帯での自家消費や親族、近隣への分配に充てます。

3ページは、位置図です。太線で囲んだ箇所が今回購入する農地となります。

営農計画書等については、以上です。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の就農相談のお話がありましたけれども、皆さんで。これは自家消費ぐらい。この間、事前協議のときの南部のある一委員から、このぐらいのは新規就農なのですかなんて、そんな質問もございましたけれども、下限面積が撤廃されて農地を取得するのに、これ最低の面積ってないよね。ないよね。どちらにしても、どんなに、少しの農地でも取得するには新規就農ということで、ここで審議するということなので。時代の流れで、そういう新規就農者もいないと耕作放棄地が増えてしまって、ちょっと狭いところなんかはやっぱり大型経営やっている法人だなんて、そんな小さいところなかなか借りてしませんから、こういう人もいれば少し耕作放棄地の解消になるかななんて、そんなふうに思っているわけです。

それでは、ナンバー1、皆さんから何か質問ございますでしょうか。

○事務局 質疑応答が。

○会長 それ、あったね。

それでは、続いて、就農相談会に出席された大野俊彦委員から報告をお願いします。

○9番大野委員 議席番号9番、大野です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会の内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農地を取得するに当たりご自身が耕作できなくなったときのことは家族と話しましたか。

回答 今後、私が耕作不能となった場合におきましても、長男に自家消費を目的とした耕作継続の意思があることを確認しております。現在は直接的な農作業への従事には至っておりませんが、息子本人は将来的な継承について前向きな考えを示しております。

質問2 身近に相談可能な農業者はいますか。

回答 近隣の先輩農家に助言を仰げる体制を整えているほか、向かいに今回購入予定地の農地の所有者が住んでおり、土地の特性や耕作上の留意点について随時相談が可能な環境にあります。

質問3 農機具保有状況にトラクターがありませんが、取得する予定はないのですか。

回答 トラクターについては、実家に置いて父が所有、管理しているものがあります。実家の耕作状況の変化や世代交代のタイミングに合わせ、当該地を私が譲り受けて使用することを予定しております。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、計画についても適切であると考えられ、今後も効率的に農作業ができると見込まれますことをご報告させていただきます。

す。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。今、報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

これ、前農地持っていたこの写真、どの家なのだろうな。これ。これ写真見て。

○事務局 所有者ですか。

○会長 はい。

○事務局 所有者は、この右下の……

○会長 右下。

○事務局 この18の3です。

○会長 18の3。

○事務局 道路の反対側。はい。

○会長 そっちなんだ。所有者がね。

○事務局 もっと言うと、その申請地のその北の50の2というのは、まだこの人が所有している農地です。

○会長 50、そこね。

○事務局 はい。何でもこういう分筆したのだからちょっと不明なのですけれども。

○会長 面白い、ここあれだな、分筆してあるな。

○事務局 はい。

○会長 この二世帯住宅って、今度就農する方は、この写真の三角の上のあれかい、住宅は。

○事務局 住宅は49の1です。

○会長 49って。はい。

○事務局 もう家、もう既に建っています。

○会長 そうだね。屋根が見える、このお宅だね。

どうでしょう、皆さんから。

異議がなければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、ナンバー1は許可といたします。

続きまして、ナンバー2とナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

3 番 契約内容は贈与、新規就農に当たり申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明をさせていただきます。

○事務局 リストのナンバー 2、営農類型は果樹で、吉井町多胡にて農地約33アールを購入し、営農を開始します。譲受人につきましては、令和 8 年 5 月11日に就農相談会を実施し、農業委員会からは新井元農業委員、白田弘子推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

5 ページを御覧ください。

まず、1 の就農の動機です。本年 3 月より動物病院代表獣医師から一線を退いて常勤ではなくなり時間も取れるようになったため、以前より借りて耕作していた農地を購入して果樹栽培の規模を拡大したいとのことです。

次に、2 の将来の農業経営の構想ですが、本年より 3 年間栽培している果樹、約60品種を選別、将来、業として可能性のある品種を増殖栽培する。摘蕾、摘果を強く行い、販売できる果樹生産に挑戦する。5 年後を目標として商品価値のある果実を生産し、販売を行うとのことです。

3 の職歴及び農業経験ですが、48年間にわたる獣医師としての勤務の傍ら、20年以上にわたり趣味として様々な品種の果樹を栽培してきました。

続きまして、6 ページの営農計画書です。作目は、キウイ、イチジク、ブドウ、ポポー、ジュンベリーです。夫婦で耕作し、自家消費、近隣への分配を主軸に 5 年後の販売を目標とします。

7 ページは位置図です。太線で囲んだ場所が今回購入する農地となります。

営農計画書等については以上です。

なお、本件につきましては、別添「農地法第 3 条調査書」2、3 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー 2 及びナンバー 3、事務局の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 23番、新井です。農地法第 3 条許可申請審議ナンバー 2、それから 3、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、白田推進委員、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問 1 農地の取得及び将来的な農地の管理について家族と話しましたか。

回答 家族とは十分に話し合っております。高額な設備を導入し、長期的に農業を継続していくのであれば、借地ではなく、所有権を取得した上で取り組むべきだという意見をもらっています。

将来的な農地の管理については息子に耕作の意思があることを確認しております。

質問2 獣害がある地域ですが、鳥獣害対策はされていますか。

回答 現状、防獣ネットによる簡易的な対策を取っていますが、農地取得後は本格的な防獣フェンスの設置を計画しております。

質問3 規模拡大は考えていますか。

回答 申請農地の周辺は荒れている農地も多いため、購入可能な土地があれば取得して整備、耕作をしたいと考えています。

質問4 今後、収穫した農作物の販売は考えていますか。

回答 現状では販売に至るほど高品質なものは収穫できませんが、最終的には販売することを目指しています。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、計画についても適正であると考えられ、就農後も効率的な営農が見込まれることをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま新井副班長からの報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたしますします。

これ、自宅はこの写真には載っていないんだ。これは。

○23番新井委員 載っていますよ。

○会長 載っているの。

○23番新井委員 はい。ちょっと分かりづらいけれども……

○会長 この下のあれだと。

○23番新井委員 こくら辺ですか。

○会長 そうなんだ。

○23番新井委員 ええ。インターのすぐ。

○会長 インターのすぐ近くにあるのね。この下の航空写真の写真のちょこっと1、2、3つあるのだけれども、小さい農地があるけれども、そのすぐそばだね。自宅はね。そういうことで。この人、果樹、いろいろポポーなんて珍しいな。今ポポーってあんまりお店でもないだろう。

○23番新井委員 ないね。

○会長 昔あったのだ、これ。甘ったるいような味で。人によって好みでね、これ、うまいという人に、これはちょっと駄目だという人に、ちょっと癖のあるあれなのですけれども。

私がしゃべっていてもしょうがないので、皆さんお願いします。何か質問等ございましたらお願いします。

果樹関係でやっている委員さんは、あんまりいないか。いないので。とにかく参考意見というあれもちょっと無理かもしれないのですけれども。本人がやる気で申請してきたので頑張ってやってみようこと願っているわけなのですけれども。

異議がなければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、許可といたします。

続きまして、ナンバー4です。

説明を事務局、お願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を妻より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、箕郷支所産業課よりご説明させていただきます。

○箕郷支所産業課 リストのナンバー3、営農類型は露地野菜、箕郷町富岡にて農地約105アールを借り、営農を開始します。なお、夫婦間で3条許可申請する理由は、譲受人が新規就農者として補助金申請するためです。

譲受人につきましては、令和8年4月30日に就農相談会を実施し、農業委員会からは永井保伸農業委員、島方当己夫推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

9ページを御覧ください。まず、1の就農の動機です。譲受人が7年前から群馬県に戻り働き始めたことから、休日に農地に手を入れるようになりました。日に日に農業に興味湧き、日本農業の課題が見えてきて、自分も多少なりとも課題解決に携わりたいと考え、仕事を退職し、令和7年4月から農林大学校社会人コースに入学し、就農に向けた勉強をしてきました。3月、無事卒業することができ、新規就農することにしました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、自分の年齢を考え、妻と2人の力で身の丈に合った農業経営をしたいと考えています。農林大で学んだ知識をフル活用し、農薬を減らし、化学肥料もできる限り単一や有機肥料に置き換えることにより、安全でおいしい野菜の栽培に取り組んでいます。将来的に有機JAS認定を目指します。また、健康が良好なうちは継続的に農業を続けていく方針です。

3の職歴及び農業経験ですが、職歴は製薬会社勤務36年間、病院、薬局勤務6年間です。その後、農林大学校社会人コース野菜専攻で1年間、野菜の栽培と周辺知識の習得をしてきました。併せて県西部農業事務所、JA主催の研修会に参加し、また、今年以降も参加し、実践的知識の習得に励みます。

続きまして、10ページの営農計画書です。作目は、露地ナス、秋冬ネギ、タケノコ、秋冬ブロッ

コリーです。営農地は、箕郷町富岡の農地です。

次に、14ページの位置図です。白い線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」4ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー4の説明がございました。

続きまして、就農相談会、報告をお願いいたします。誰でしたっけ。

○事務局 代わりに。

○会長 事務局ね。

○事務局 はい。

○会長 お願いします。

○事務局 農地法第3条許可申請審議ナンバー4について、過日行われました就農相談会での永井委員との質疑応答についてご報告いたします。

質問1 農業は1人でやるのですか。

回答 妻と2人で行います。妻は箕郷町の農家出身で、妻が相続した農地を使って営農をします。約30年前から一緒に家庭菜園をしていましたので、ある程度農業の経験もあります。

質問2 農業機械や設備などはありますか。

回答 軽トラ、乗用草刈り機、ユンボ等は既に所有しています。農業用資金として700万円を準備しました。トラクターは中古を買うなど、なるべくお金がかからないよう注意して設備投資していきます。

質問3 規模拡大は考えていますか。

回答 妻が相続した農地の範囲内で多少規模拡大させる程度を考えています。年齢を考え、妻と2人で身の丈に合った経営規模にしたいと考えています。体が健康なうちは農業を続けたいです。なお、周辺に遊休農地があり、代わりに除草作業をしてあげている農地もあります。

以上のような質疑応答がありました。

また、永井委員より計画についても適切であり、就農後も継続して効率的な営農が見込まれる旨のご意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○会長 ただいま事務局から就農相談会の報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か気がついた点、アドバイスする点がございましたらお願いいたします。

この航空写真見て、竹林が10アールでしたっけ。けれども、この真ん中にあるこれ、これ全部

竹林。この写真のは。やっぱりこれ竹林。竹林。

○箕郷支所産業課 現在は手入れをしまして、もう少し減っています。

○会長 では、これは大分前の航空写真だ。

○箕郷支所産業課 また、ちょっと時期が、はい。違っています。

○会長 そうなんだ。では、竹林だけ残っているのね。

○箕郷支所産業課 そうですね。

○会長 ちょっとこの航空写真見ると、あれ、10アールよりあるななんて思った人もおると思っただけで、ちょっと聞いたわけですけども。何か皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

でも、露地ナス、秋冬ネギ、タケノコは時期であれだけども、秋冬ブロッコリーなんか。これだけするには大変な。露地ナスだって1反するとあれだね。やっている方がいたら何かアドバイスすることがあったらお願いします。農業機械はあるということなので。あれですよ、定年になって、では、ちょっと農業でもやろうかななんて、そういう方が結構いるのですけれども、なかなか若い人がいないということがこれからの課題で、若い就農者も増やしていかななくてはならないので。

では、どうでしょう。異議がなければ承認いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、一番最後になります。ナンバー5です。

では、これ事務局の説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は贈与、新規就農に当たり申請地を兄より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては農業振興担当よりご説明させていただきます。

○事務局 新規就農者リストのナンバー4、営農類型は露地野菜で、箕郷町生原にて農地、約9アールを贈与にて取得し、営農を開始します。譲受人につきましては、令和8年5月1日に就農相談会を実施し、農業委員会からは石川大輔農業委員、岡本鉄平推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

17ページを御覧ください。まず、1の就農の動機です。以前より取得予定の農地で野菜を栽培しており、今回正式に農地を譲り受け、さらにいろいろな作物の栽培に挑戦してみようと思い、就農を決意しました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、そこまで広い農地ではないので基本的には自家消費を軸としますが、作物の出来次第ではJAに勤務をしていたときに交流のあった、はにわの里への出荷を検討しています。

3の職歴及び農業経験ですが、JA勤務13年、自宅の畑にて40年ほど栽培とのことです。

続きまして、18ページの営農計画書です。作目は、ジャガイモ、オクラ、タマネギ、ブロッコリー、ハクサイです。本人、兄、長男で耕作し、自家消費を軸としつつ、JAはにわの里への出荷も検討しています。

19ページは位置図です。太線で囲んだ箇所が今回取得する農地となります。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」5ページのとおりに、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続いて、就農相談会の報告ですけれども、これも事務局ですか。

お願いします。

○事務局 農地法第3条許可申請審議ナンバー5について、過日行われました就農相談会での石川委員との質疑応答についてご報告いたします。

質問1 取得予定の農地の面積に対して作付面積が少ないように思いますが、理由は何ですか。

回答 取得する農地の南半分には趣味の花を植えています。販売の予定はありませんが、今後も肥培管理して花を育てていきたいと思えます。

質問2 畑の管理はどのようにされますか。

回答 取得する農地のすぐ近くで義理の弟が耕作をしているので、トラクターでの耕起は必要なときはお願いしています。

質問3 肥料はどこで仕入れていますか。

回答 金古町にあるお店で仕入れています。農協で勤務していたときの知り合いがいる関係で、合併前の旧店舗時代から長年お世話になっています。

以上のような質疑応答がありました。また、石川委員より計画についても適切であり、継続して効率的な農作業をしていけると見込まれる旨のご意見をいただいていることをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。報告ですね。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何か気がついた点、疑問に思う点、何でもいいですから質問してください。

趣味で花を植えている。随分、花を植えているね、これ。花は販売しないのか。もったいないよね。これだけの面積。庭先で花を育てているぐらいならいいけれども。400平米ぐらい花を育てているのだね。よっぽど花が好きなんだ。あと、ジャガイモ、オクラ、タマネギ、ブロッコリー、ハクサイ、予定ではそういう野菜ものを植えるということなのですからけれども。金古町のお店で、肥料

だとか、そういうので知り合いがいるのでいろいろ教わるのでしょうか。

どうですか。なければ、許可とするのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続いて、一括審議がございます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

6番 契約内容は贈与、効率的に農業を行うため申請地を取得して耕作したいという申請でござい
ます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい
ます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請
でござい
ます。

9番 契約内容は贈与、共有地の持分を譲り受け引き続き耕作したいという申請でござい
ます。

10番 契約内容は売買、効率的に農業を行うため申請地を取得して耕作したいという申請でござ
い
ます。

11番 申請者とその代理人が農業委員会の委員であり、その委員が議事に参加できません。当該
議事のみ参加委員が本日過半数を満たさないため保留、見送りとし、次回の審議に諮りたいと思
い
ます。よろしくお願いいたします。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい
ます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい
ます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい
ます。

15番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日
を令和11年6月21日から令和9年6月21日に訂正をお願いします。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設
定したいという申請でござい
ます。なお、こちらは一時転用の申請でござい
まして、設定期間は、
令和8年6月22日から令和9年6月21日までの1年間
でござい
ます。また、関連案件として太陽光
発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー1が提出さ
れております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としており
ますので、そちらでご説明させていただきます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を、令和18年6月22日から令和11年6月21日に訂正をお願いいたします。令和18年から令和11年に訂正をお願いいたします。

契約内容は、地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件として太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただきます。

18番 契約内容は使用貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

21番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和18年6月21日から令和11年6月21日に訂正をお願いいたします。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件として太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただきます。

22番 22番も議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和18年6月21日から令和11年6月21日に訂正をお願いいたします。

契約内容は地上権の設定、譲受人は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件として太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー4が提出されております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何か質問等ございましたら。この14番の人、年齢いついて、従事者が2人行っているのだけれども、これで間に合うのかね。

○事務局 一応ずっとこの辺で広く農業をやっている方なので問題ないというふうに聞いています。

○会長 そうなんだ。

○事務局 はい。

○会長 あと、皆さんからの質問ございましたら。

営農のほうは、また5条のほうで出てくるので、そこで判断願いたいと思います。

どうでしょう、皆さんから質問等なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

4件、ナンバー4まであるね。

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 市道の幅員が狭く不便なため申請地を使用し通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

2番 市道の幅員が狭く不便なため申請地を使用し通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

なお、1番と2番は関連案件となり、5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー7も関連案件となっております。

3番 精密機械加工業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地に新工場を建設したいという工場の申請でございまして、転用済みの畑606平米と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2

が提出されております。

4番 住宅敷地の一部として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地178.57平米と一体利用の申請でございます。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 議案第4号で今事務局から説明がございました。4件です。

それでは、審議に入ります。質問ありますか。

手が挙がらないのでないのでしょうか。

それでは、許可相当してもよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第5号ですけれども、ちょっと小休止入れます。

みんながそろったら、また再開しますので、よろしくお願いします。

休 憩

再 開

○会長 では、皆さん、そろったようなので、これから、また再開しますけれども、よろしくお願いいたします。

さっきは、議案4号は済んだから、今度は議案5号です。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については、事前調査案件となっております。

それでは、まず初めにナンバー1です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらについても、先ほどの3条と同様に議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和11年6月21日から令和9年6月21日に訂正をお願いいたします。こちら、先日の北部の事前協議にて圃場の管理状況は改善されたが、収量が8割に満たないため、今回については3年更新ではなく1年更新とし、営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて申請人にその旨を伝えたところ、転用期間を

1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年6月22日から令和9年6月21日までの1年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書10ページ、議案第3号ナンバー15の3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤字で申請地と記載されている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。こちらが案内図でございます、川浦公民館から東に約240メートルの場所に位置しております。

次のページを御覧ください。こちらが公図の写しでございます。ホッチキス留めされている部分を上にして御覧ください。赤枠で囲われている箇所が申請地でございます、隣接する土地につきましては、北側が公衆用道路、西側と南側が畑及び山林、東側が山林でございます。

1枚おめくりください。こちらが土地利用計画図でございます。今回は更新の申請になりますので、現地は既にこの図面のとおりパネルが設置されております。架台支柱92本、パネルの枚数が240枚設置されており、周囲にはフェンスが設置されております。

1枚おめくりください。こちらが太陽光パネルの立面図でございます。最低地上高は2メートル、最高地上高3.37メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

1枚おめくりください。5枚目以降が営農計画書でございます。下部の農地の面積は、1,380平米でございます。こちらの農地の営農者は、オに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。営農者の農作業経験は15年あり、作付作物に関しては農作業の経験がありません。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業期間でございますが、3月に剪定、4月に施肥、5月に摘果を行い、7月から8月に収穫、9月に追肥を行うと伺っております。

次のページを御覧いただきまして、栽培計画でございますが、引き続きブルーベリーを栽培する計画でございます。作付面積は1,380平米で、申請地全体に作付しております。

1枚おめくりください。続きまして、利用する農業機械でございますが、トラクター、軽トラックを利用すると伺っております。農作業に従事する者につきましては2名となっております。

下部の農地における単収見込み等ですが、ブルーベリーの平均的単収は10アール当たり251キログラムであり、本申請地における収量は10アール当たり251キログラムと見込んでおり、計画どおりの収穫であれば、平均的な単収の100%となる予定でございます。

なお、こちらの平均単収については、令和5年度農林水産省生産実態調査の数値となります。

2枚おめくりいただきまして、こちらが下部の農地における収支見込みでございます。参考までに御覧ください。

4枚おめくりください。下部の農地における営農への影響見込みですが、生育に適した日照量の確保につきましては、ブルーベリーは半陰性であり、パネル下部の日照条件でも散乱光を含む太陽光にて生育は十分に可能であり、適度な遮光によって葉枯れを防ぐなどの効果も期待できるため栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2メートル、最高地上高3.37メートル、間隔3メートルでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間及び生育後の収穫時の作業空間につきましても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。設備的には問題はないとのことですが、圃場管理が十分ではなく、鉄株や根の食害などが見られたが、苗木の補充と樹木の成長に専念した花芽の選定を行うことで今後の収穫が見込まれるとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは、昨年秋頃の現地の写真と裏面が現在の現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続いて、調査副班長、新井元委員から報告をお願いします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班副班長、新井元。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について、報告いたします。

なお、当日は、申請の代理人と営農を行う法人の担当者、計2名の出席でした。

質問1 現在、栽培しているブルーベリーの生育状況と土壌の質等はいかがですか。

回答 当該農地は水分が多く、栽培がしやすいと感じています。しかし、ブルーベリーは、花つきが余りよくないことなど、生育が思わしくない状況にあります。

質問2 現地を見ると、ブルーベリーのほかにフキが多く育っています。並行して栽培していく計画ですか。

回答 土地の所有者が以前にフキを栽培しており、営農型太陽光発電事業を始める際に株を移しましたが、残っていたフキが土地の水分量と合って元気に育っています。今後は、土地に適したフキの栽培も並行して行っていくことを計画しています。

質問3 営農を行う法人にはどのような実績や専門性がありますか。

回答 桐生市や伊勢崎市を中心に県内や近県も含め、広く営農事業を展開しています。特にタラノメやフキ、ミョウガなどの栽培を得意としており、県の東部農業事務所から特産品栽培の指定を受けて取り扱ってきた実績や専門的なノウハウを有しています。

質問4 ブルーベリーと並行してフキの栽培も継続していくことを検討中とのことですが、今後の方針を教えてください。

回答 当面の間はブルーベリー栽培を主軸に営農していく計画です。一方で、その土地の水分量や気候などの条件に合った作物を選ぶことが重要だと考えており、環境に適した作物を見極めて栽培していきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま聞き取りの報告ございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑を受けるわけですが、今回、さっき1年ですか、1年ということで事務局からもそんな話もありましたけれども、どうでしょう。判断してもらいたいと思います。ここで決定するので。事前協議では1年でしたか。

○事務局 そうですね。1年ということでご協議いただきました。

○会長 様子見るということで。

○事務局 はい。

○会長 そんな意見ございましたけれども、どうでしょう。

これ、メロンの水耕栽培している。ちょっとどのぐらい先になるのかな、あれは。1キロ……

○1番清水委員 1キロ。

○会長 1キロぐらいか。そのぐらいの場所なのです。調査班の人は、行って、現地見ているから分かるけれども。行っていない人は、ちょっと参考までに。そういう場所なのです。あそこまで行くと、若干この平坦地から見ると標高低いので、そういう関係もあるので、そういうのに適した下へ作物を作る。ブルーベリーって意外と寒さに弱いのだっけ、あれは。分からないか。今日はいないのだな。いないな。フキは、大分適しているようで、横から入り込んできたフキが随分元気いいから。今のところ、まだブルーベリーの苗も植えたので、引っこ抜くわけにいかないの、これから、ブルーベリーは年数かかるから、きつとね。

そうすれば、この間、事前協議で1年、更新を1年してちょっと様子を見ましょうという意見が多かったのですけれども、どうでしょう。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 1年でね。では、1年ということで。1年の許可ということにいたします。

それでは、続いて、ナンバー2からナンバー4ですけれども、これ関連する案件ってなっているのですね、3件とも。

それでは、この3件まとめて、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番、3番及び4番につきましては、営農者が同一のため一括してご説明させていただきます。

なお、こちらの3件についても、先ほどの3条と同様に申請の理由欄、一時転用の設定期間満了

日を令和18年6月21日から令和11年6月21日に訂正をお願いします。

2番、3番、4番の一時転用の設定の満了日を令和11年6月21日に訂正をお願いいたします。

こちら先日の北部事前協議にて圃場の管理状況は良好だが、まだ収穫されていないため、今回については10年ではなく3年更新とし、営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を3年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書11ページ、議案第3号ナンバー17、3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面左の申請地と矢印で示されている箇所が申請地でございます。宮沢小から南西に約1.2キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。申請地と矢印で示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地の広がる地域でございます。申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、公衆用道路でございます。

1枚おめくりいただいて、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。架台支柱44本、パネルの枚数240枚、0.30平米の一時転用の許可申請でございます。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.8メートル、最高地上高3.7メートルで3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。6枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積2,840平米で梅を栽培する計画でございます。営農者の属性は、2の認定農業者となります。属性が2の認定農業者となりますので、申請可能な許可期間は最長で10年間でございます。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は50年になり、作付作物に関しても50年の経験となっております。

1枚おめくりいただいて、裏面が栽培計画になります。梅を圃場全体で23本作付しております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間ですが、4年目以降を御覧ください。1年を通して、施肥、除草、剪定を行い、6年目以降から収穫の見込みとのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、スピードスプレーヤーと草刈り機を使用して

いるとのことでございます。農作業に従事する者ですが、常時5人体制で、収穫及び選果作業の際は、臨時従業員を雇用する予定であると伺っております。

単収見込みでございますが、令和10年の単収見込みは10アール当たり50キロでございますが、梅は収穫まで時間を要するため、徐々に収穫量が増えていく見込みであるとのことでございます。

次のページを御覧ください。こちらは、下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響見込みとして生産に適した日照量の確保でございますが、パネル直下には植栽しないため、春から秋にかけては満遍なく日光が当たるため、生育には問題がないとのことでございます。また、最新の透過パネルを使用しており、光合成には影響はないとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.8メートル、最高地上高3.7メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分に確保できているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。申請地の日照量は、梅が生育するために十分な日照量が確保できており、梅の生育には問題ないとのことでございます。また、パネルの日陰を活用することにより乾燥や霜害を防ぐことができるとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

続きまして、3番ですが、2番とは申請地が異なるものの同一の営農者による申請ですので、引き続き説明させていただきます。

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書12ページ、議案第3号ナンバー21、3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面の設置場所と示されている箇所が申請地でございます。近隣住民センターから南東に約360メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。設置場所と示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地の広がる地域でございます。申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目と4枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、畑、公衆用道路でございます。

3枚目と4枚目を2枚おめくりください。5枚目が土地利用計画図でございます。現地の状況ですが、申請地西側部分には本図面のとおりに太陽光パネルが設置されております。東側部分につきましては、電力会社の都合により現状パネルが設置されておきませんが、設置するパネルや植付け予定の梅の苗は確保できており、事業環境が整い次第、速やかに営農を開始することとでございます。今後、設置予定のパネル部分も含めると、架台支柱134本、パネルの枚数500枚、0.83平米の一時転用の許可申請でございます。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高は2.8メートル、最高地上高3.7メートルで3メートル間隔で設置されております。

次のページ以降の営農計画でございますが、2番と同様に梅を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

続きまして、4番ですが、2番、3番とは申請地が異なるものの同一の営農者による申請ですので、引き続き説明をさせていただきます。

4番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年6月22日から令和11年6月21日までの3年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書13ページ、議案第3号ナンバー22、3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面の設置場所と示されている箇所が申請地でございます。十文字住民センターから南東に約280メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。設置場所と示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地の広がる地域でございます。申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目と4枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、畑、公衆用道路でございます。

1枚おめくりいただいて、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面のとおりに、太陽光パネルが設置されております。架台支柱48本、パネルの枚数128枚、0.3平米の一時転用の許可申請でございます。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.8メートル、最高地上高3.7メートルで3メートル間隔で設置されております。

次のページ以降の営農計画でございますが、2番、3番と同様に梅を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま2から4ですか、説明ございました。

それでは、引き続いて調査副班長の新井元委員から聞き取り調査の報告をお願いします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班副班長、新井元。農地法第5条許可申請審議ナンバー2から4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人及び営農法人の代表1名の出席でした。

質問1 今回の申請地での作付状況や今後の計画について教えてください。

回答 下室田町の案件では梅の苗木を定植して4年目を迎えています。鹿による被害が深刻であり、植え替えを行ったものもあります。また、十文字町の案件では主力の品種、シラカガに加えて受粉をよくするための受粉樹として新品種を取り入れる計画です。

質問2 下室田町の案件では、鹿による鳥獣被害が深刻とのことですが、どのような対策を行っていますか。

回答 鹿に新芽や木の皮を食われてしまうため、現在はピンクのテープで囲う対策をして一定の効果が見られています。また、被害を受けにくいように別の圃場で大きく育てた苗木を定植するようにしていますが、それでも、今後、被害が続く場合は高めのフェンスを設置することも検討しています。

質問3 十文字の案件では一部パネルが未設置の箇所がありますが、理由を教えてください。

回答 電力会社の工事の関係で一部のパネルが未設置となっていますが、年内には工事が完了すると聞いています。設置予定のパネルの部材は調達済みであり、自社倉庫に保管しています。また、設置後に定植予定の苗木も獣害対策のため、大きめのものも準備してあるので、工事完了後、速やかにパネル設置、定植を行い、営農を開始する予定です。

質問4 近年は猛暑など気候変動の影響が懸念されますが、梅の生育への影響や太陽光パネルとの相性については、どう考えていますか。

回答 日差しが強過ぎて梅の実が熟していないのに黄色く日焼けしてしまう被害が出ています。そのため、近年の猛暑への対策として太陽光パネルで適度に日陰をつくるのが梅の栽培にとってよい方向に働くのではないかと考えています。

質問5 他市でも営農型太陽光を開始するなど事業規模を拡大されているようですが、圃場の管理や収穫の人員体制はどうなっていますか。

回答 人員体制については、社員を1名増員したほか、外国人の技能実習生の受入れを行い、常時7名程度の体制で作業を行っています。また、収穫のピーク時には臨時雇用を含めた15名ほどの体制で対応しています。

質問6 収穫した梅はどこに出荷していますか。

回答 出荷先のメインはカリカリ梅の原料などとして加工業者へ直接出荷しています。また、最近では県外の加工業者からの取引も新たに開始しました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいまナンバー２からナンバー４、一括で説明していただいたのですが、それでは、審議に入りますか。先ほど事務局から、この間、事前協議のときに３年ぐらいの更新でいいのではないかなんて委員の皆さんから声が出まして、こういう果樹だから１年たってもそんなに伸びるわけでもないし、ちょっと様子がそんなに变化するわけでもないので、３年ぐらいが適当ではないかなんて、そんな声が大分多かったので、事務局からも、そんな説明でお話したわけですが、どうでしょう、３年更新ということで。皆さんから何か異議があれば受けますけれども、どうでしょう。ない。

○24番設楽委員 ちょっと質問……

○会長 はい。では、設楽委員。

○24番設楽委員 24番、設楽です。梅の木って、結構自分は早く成長すると思っていたのです。３年目ぐらいからぐんっと伸びるので、桑の木みたいに手に負えなくなってしまうことがあるのではないかって思うのですけれども、この一番最後の４番のところですか、細長いところに梅が植えてあるのです。これ隣の畑も日陰になってしまうのではないかということと、ソーラーパネルの下に梅をはわせる透過性のパネル使うということなのだと思いますけれども、多分すぐパネルの上まで枝が伸びてしまうのではないかって思われるのです。隣の土地まで行った場合には、多分切るのだと思うのですけれども。切れば切るほど強くなりますから、その辺をどういうふうにするかというのかなと思うのです。梅自体が非常に日照を欲しがるものだと思っていたものですから。成功、和歌山で成功した事例があるというふうに出ていますけれども。

○会長 この質問４の中にもあるけれども、最近、猛暑なので黄色く日焼けしてしまうなんて、そんな被害が出ていて、回答があったのですけれども。それ考えると、半日陰ぐらいがちょうどこれからはいいのではないかなんて、そんな話もしていたのですけれども。いや、意外と伸びないのだよ、これが。伸びていないね。

○事務局 そうですね。あと、隣の農地も実際営農型太陽光で梅を栽培しているところになるのです。南側の土地も、設置者は別の法人なのだと思いますけれども、ほか南のほうの農地も、そうですね、そちらも、営農者は同じ方がやっていて、パネルの設置者は違う法人なのだと思いますけれども、そこの梅が植わっていて、そちらのほうに先にパネル設置しているので、梅が成長しているような状況なのだと思いますけれども。そちらのほうを見る限りですと、特にその隣同士で何か障害が起こっているというようなことはなくて、仮にもし枝が伸びたとしても、実際同じ営農者がやっている部分になるので、特にそういった悪い影響が出るというふうなところではない形になります。

○会長 よろしいでしょうか。

はい。

○22番飯野委員 今、写真が、この写真見ていたら、パネルの下にって言いました。そう言いました。

○24番設楽委員 細長い、公図で見たという。

○22番飯野委員 ええ。これが一番最後のやつです。4番のやつで。この写真ですよ。4番目の。

○事務局 今植わっているのは実際パネルの下ではなくて、パネルとパネルの間というか、植わっていて、枝が伸びたら上に伸ばさないで、その横に伸ばしてパネルの下にはわすというか、広げるといふようなことを考えているというふうには。

○24番設楽委員 下にね。

○22番飯野委員 だと思ったのですが。

○24番設楽委員 いや、下に、2メートルですから、低いですから。梅って結構……

○22番飯野委員 だから、下ではなくて……

○24番設楽委員 上にも……

○22番飯野委員 パネルとの間です。それこそ……そうですね。

○会長 だから、そんなに上へ、枝が入り込んで、枝にかからないように下、下に……

○事務局 伸ばさないように。

○22番飯野委員 間なのですよ。だから、日が当たるのは当たるのです。ほかの作物と違って果樹だから、伸びるから、下ではどんどん伸びていって当たってしまうわけだから。

○24番設楽委員 間。

○22番飯野委員 はい、間に植わっているわけです。

○24番設楽委員 こちら側に行ってしまうのではないかってこと。

○22番飯野委員 この図面だと分からないものね。それを見ていないと分からないと思って今話したのですけれども。私は、よく見ているので。

○会長 はい。ほかに質問ございますでしょうか。

なければ、この2、3、4ですか、許可相当とするのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 いいですか。それで、このナンバー3、これ面積3,841平米なのです。この3,000を超えていますので、毎回申し上げているのですけれども、農業委員会ネットワーク機構、意見聴取というところで提出しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続いて一括審議に移りましょう。

それでは、事務局、ナンバー5から説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は贈与、市道の幅員が狭く不便なため申請地を使用し通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました4条許可申請、議案書15ページ、議案第4号ナンバー1及びナンバー2が提出されております。

8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、8番と9番は同一事業の関連案件となっております。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ございまして、山林と一体利用の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、寺院で利用する花木を栽培している土地への進入路が狭く不便なため申請地を買い受けて通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、イチゴ農園を営んでいるが事業の拡大に伴い申請地を買い受けて農畜産物販売施設及び露天駐車場として使用したいという農畜産物販売施設及び露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は21件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより審議に入るわけです。これ終わった後でいいのかな。

○事務局 はい、これが終わった後。

○会長 審議した後ね。

○事務局 はい。

○会長 ナンバー5から26ですか、最近5条の申請が随分減りましたよね。今回26件でしょう。前は60件、70件、80件ぐらい出ていたのですけれども、今回少ない。

それでは、これより、一括説明していただいたので、一括審議に移りたいと思います。

皆さんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○全員 なし。

○会長 なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それで、ちょっと先ほどの新井委員と山田委員の件なのですけれども、ちょっと勘違いしたよう

なので、審議して決定出せるということなので、今ちょっと局長から説明します。

○事務局長 申し訳ございません。先ほど私が農業委員会等に関する法律第31条で、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという形で、新井委員と山田委員が退席したことによって、この今日の定数の過半数を割ってしまうので審議ができないというような解釈をさせていただきまして、先ほど議案第2号のナンバー11を飛ばさせていただいたのですが、法律にただし書がございまして、その、ただし書を私がちょっと見落としておりました。そのただし書は、その事情によって委員が抜けたことによって過半数を割ってしまう場合は、特別に、それを、過半数を割っていたとしても審議をしても構わないと。それは採決は有効であるというようなことが書いてございました。そこを見落としてしまいまして、先ほど審議を飛ばしてしまったのですが、お許しいただけるのであれば、それ有効とさせていただきまして、また、再度、議案第2号のナンバー11について審議をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 今、局長のほうから、細かいそういうことはなかなか分からないので、調べて、そういう流れでよろしいということなので。

では、戻りますけれども。ナンバー11ですか、議案第3号の。

それでは、そこ説明してもらって。するわけだね。

○事務局 はい。

○会長 そうすれば、お二人にちょっと外へ出ていていただいて。

○事務局長 申し訳ございません。

(12番山田委員、23番新井委員 退席)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。(追加)

○事務局 そしたら、先ほどのこの3条の11番について議案の説明をさせていただきます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちら1件追加でご審議をお願いいたします。

○会長 今説明ございました。新井委員と山田委員の。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから。これは農地の売買です。これは、あれだっけ、隣接しているのだっけ。

○事務局 そうですね。はい。新井さんのご親族さんが持っている土地です。なお、住所のとおり、東京の方なので、できないので新井委員さんのほうにもらってくれないかということで話が出たということなので、問題ないと思います。

○会長 そうだね。そういうことだそうですね。これ、皆さんのほうから、別にこれといった質問等、多分ないと思うので、許可としてよろしいでしょうか。許可相当だね……許可だね。許可でいいんだ。

いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、入室してください。

(12番山田委員、23番新井委員 着席)

○会長 それでは、引き続いて、議案第6号に入ります。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、農政課ですか、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農政課職員が業務の都合により出席できないので……

○会長 そうだ。今日、いないって言ったね。

○事務局 はい。事務局のほうで代わりに説明をさせていただきます。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしている冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」と「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧ください。今回の議案は、令和8年8月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。お手元の農用地利用集積等促進計画（案）、総括表、営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

まず、借手は9名、貸手は14名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が11筆、9,999平米、地目、畑の通年が13筆、2万4,588平米、合計で24筆、3万4,587平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は22筆で、割合は91.7%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について田が7筆、6,872平米、畑が7筆、1万5,033平米、10年から15年未満の農用地について、田が4筆、3,127平米、畑が6筆、9,555平米となっております。また、今回は農地中間管理機構を介した売買が1点ございます。詳細は、農用地利用集積等促進計画（案）と書かれた冊子を裏返していただいた最終面に記載しております。

なお、売買については、貸借とはスケジュールが異なっており、7月1日公告予定となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 今、農政課がないので、渡邊係長のほう説明ございました。この件に関して、皆さんから何か聞きたいこととか、質問ありましたらお願いします。

借りる年数だってあまりにも長い20年なんて、年齢考えると、そんなに長い年数借りるわけにはいかないと。法人だったら、随分長い、その後引き継ぐ者がいればあれなのですけども。その間には世の中いろいろ変わっていて、いろいろ開発したり何かでそんな状況が変わったりするので、そのぐらいの年数で皆さん借りるのかななんて。また、農業公社の審議会がまたあるのですが、皆さんから何か質問があれば、また農業公社、中間管理事業の審議会で私のほうから質問してもいいのですけれども、ないでしょうか。今回。

○全員 なし。

○会長 それでは、これ異議がなければ要請するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、これで議案済みしましたので、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について。

1番 取得事由は相続、種類・内容は所有権、ほか25件、合計26件の3条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は住宅の敷地拡張、用途指定区分は第1種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか12件、合計13件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、以上1件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和8年3月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより転用許可が令和8年4月21日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請6件、5条申請37件、合計43件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年5月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他ということなので、事務局からある。

○23番新井委員 会長さん。会長、その前にちょっといいですか。

○会長 はい。

○23番新井委員 ちょっと25ページ、26ページの関係で、多分今までにはこういうのあんまり聞いたことなかったような気がするのですけれども。農地法第3条の規定による権利取得の届出って、今まで、多分その他でもなかったかなと思うので、ちょっと、その、こういう形で出てきたって理由だけ教えてください。

○事務局 今までも、相続に関して農地法3条の届出というのは事務処理としては受け付けておりまして、ただ、こちらの議案の報告事項のほうとしては載せるのを漏れていたといいますか、ちょっと載せていなかったということがあったのですけれども、年度が替わりまして、改めてその事務の確認をしたところ、こちらも本来であれば、こちらの総会において報告すべき事項ということが分かりまして、準備を整えた上で今回から報告をさせていただいたという経緯でございます。

○会長 皆さん、よろしいでしょうか。今の説明で。今回から、こういうふうに権利取得の届出というのを。ということでよろしくをお願いします。

○23番新井委員 相続が済まないと駄目ということで、当然ね。相続で取得しているということだから。

○事務局 そうです。

○23番新井委員 ですね。

○事務局 はい。

○23番新井委員 そうすると、4月から今まででという解釈ではなくて。これは。

○事務局 4月からの申請。この後は毎月同じように報告事項が載ってくるという形になります。

○会長 そのほかに、皆さんから何か聞きたいことありますか。

○全員 なし。

○会長 なければ、その他ということで、事務局。

ほかにちょっと、係長、ない。

○事務局 はい。

○会長 いいですか。

○事務局 はい。ありがとうございます。

○会長 係長、いいのかな。

○事務局 はい。

○会長 来月あれだね、農業委員の皆さん、7日農振協議会が、また保健センターであるのです。今日その申請、ちょっと私も目通して、大分件数も減っているようなのですけれども、また、よろしく願いいたします。その前に、また事前協議と総会がありますけれども。来月は、退任慰労会もありまして……はい、分かりました。

それでは、ないということなので、非常にちょっと寂しい総会になりましたけれども、このようなことがないように、うまく調整してね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第36回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時41分 閉会